



発行  
東京都

目次

8

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………  
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、東京都包括外部監査人青山伸一から令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

東京都監査委員	山 田 ひろし
東京都監査委員	中 山 信 行
東京都監査委員	茂 垣 之 雄
東京都監査委員	岩 田 喜美枝
東京都監査委員	松 本 正一郎

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人  
公認会計士 青 山 伸 一



## 包括外部監査報告の概要

## 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社  
の経営管理について

対象局等：下水道局

対象団体：東京都下水道サービス株式会社

## 2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	8	92	100

## （本報告書における記載内容等の注意事項）

## （注1）指摘及び意見

本報告書では、監査の結論を指摘と意見とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性等の観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性等の観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与しているかといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

## （注2）端数処理

報告書の金額は、原則として単位未満の端数を切り捨て、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入して表示している。よって、表中の総計と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則として、その数値をそのまま使用している。

下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都  
下水道サービス株式会社の経営管理について

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件 (監査テーマ)

下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の  
経営管理について

3 監査対象年度

令和2年度 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象局等

下水道局  
東京都下水道サービス株式会社

5 外部監査の実施期間

令和3年6月23日から令和4年3月31日まで

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 青山 伸一

(2) 補助者

公認会計士 宮本 和之	公認会計士 白山 真一
公認会計士 谷川 淳	公認会計士 岩崎 康子
公認会計士 山口 剛史	公認会計士 豊島 成彦
公認会計士 清水 清之	公認会計士 林 伸一
公認会計士 橋高 英治	公認会計士 松永 好司
公認会計士 金 志煥	公認会計士 内野 恵美
公認会計士 作本 遼	コンサルタント 石村 英雄

7 特定の事件を選定した理由

公共下水道事業は、原則として市町村の事務とされているが、都においては、特別区の存する区域は行政の一体性を確保する観点から、区部全域を都が“市”の立場で事業を行っている。一方、多摩地域では、市町村が公共下水道事業を行っているが、水再生センターやポンプ所、下水道管などの基幹施設の建設・維持管理などの流域下水道事業を都が行っている。

下水道は重要な都市基盤であり、これを整備し、良好に維持管理していくことは、都民が安全で快適な生活を送るために重要であるとともに、都民にとつての大きな関心事となっている。また、近年では、再生水や下水熱など下水道が持つ資源・エネルギーの有効利用や下水道施設の上部空間の利用などにより、良好な都市環境を創出するという新しい役割も担っている。一方で、下水道は、その整備及び維持管理に多大なコストがかかり、さらに、初期に整備された下水道管や水再生センターなどの老朽化による機能維持の必要性や、多発する豪雨や更なる水環境の改善への対応など、課題が山積している。加えて、東京の人口減少が目前に迫る中、事業を支える人材の確保などの課題に対応していく必要もある。

このような状況の中、下水道局では経営計画を策定し、安心で快適な生活を支えるために、老朽化施設の「再構築」、「浸水対策」、「震災対策」の推進や、「合流式下水道の改善」、「高度処理（処理水質の向上）」など、良好な水環境の創出に貢献する施策を進めるとともに、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出をより一層削減する施策の推進に取り組んでいる。さらに、最少の経費で最良のサービスを安定的に提供するために、計画的な補修や施設の運転管理の工夫により下水道機能を安定的に確保する「維持管理の充実」にも取り組んでいる。現在、下水道局では、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間の計画である「経営計画 2016」の実施状況を踏まえて、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間の計画である「経営計画 2021」を策定し、今後、その達成に向けて取り組むとしている。

以上を踏まえると、下水道局の各事業が関係法令に則り適正に実施され、かつ、経済性・有効性・効率性を十分に考慮した上で執行されているか、さらには、水再生センター等の各施設が適正に管理されているかなどについてチェックすることは意義のあるものと考える。

また、下水道サービスのより一層の維持向上のため、下水道事業を補完・代行する業務を、東京都政策連携団体である東京都下水道サービス株式会社が行っている。このことから、東京都下水道サービス株式会社が、関係法令に則り適正に運営され、また、都からの委託管理業務が、経済性・有効性・効率性を十分に考慮した上で執行されているかどうかについてチェックすることも意

義があるものと考える。

以上のことから、「下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について」を令和 3 年度の包括外部監査対象事件として選定した。

8 外部監査の方法

(1) 基本的な視点

監査を実施するに当たっては、法規等準拠性（合規性）に加え、いわゆる 3E（経済性、効率性及び有効性）についても基本的な視点に加え監査を実施する。具体的な内容は以下のとおりである。

法規等準拠性は、下水道局及び東京都下水道サービス株式会社が実施する各種事務・事業の手續が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、下水道局が、工事等を外部に発注する場合、法規に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、都に改善策を提案する。また、特に東京都下水道サービス株式会社については、法人のガバナンス体制や内部統制体制が十分に構築されているか、都によるモニタリングは十分に機能しているかについても確認することとする。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。下水道局の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

最後に、有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。下水道局が行っている事業の中には、成果そのものに、より焦点を当てべきものもある。災害対策に関する事業である。これらは、都民の安全に直結するものなので、都が行っているこれら事業について、十分な成果が上がっているか、つまり有効性が高いかについて確認する。また、エネルギー・地球温暖化対策についても同様である。

都が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといった PDCA サイクルの観点も重要となる。

(2) 主な監査手続

ア ヒアリング

- (ア) 各種事業の内容等について、下水道局の各担当者に対するヒアリングによって確認する。
- (イ) 東京都下水道サービズ株式会社に対して、業務内容、経営全般の状況、ガバナンスの状況等についてヒアリングを実施する。
- (ウ) 下水道局及び東京都下水道サービズ株式会社の担当者に対して、下水道局と東京都政策連携団体としての東京都下水道サービズ株式会社の関係や、下水道局の東京都下水道サービズ株式会社に対するモニタリングの状況についてヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

- (ア) 下水道事務所 (中部下水道事務所) に訪問して、事務所の役割や業務内容、さらには課題について、ヒアリング及び書類審査によって確認する。
- (イ) 流域下水道本部に訪問して、その役割や業務内容、さらには課題について、ヒアリング及び書類審査によって確認する。
- (ウ) 水再生センターに訪問して、施設の役割や老朽化の進捗などの課題について、ヒアリング及び書類審査によって確認する。
- (エ) 工事現場に訪問して、その進捗状況を確認する。
- (オ) 東京都下水道サービズ株式会社 (本社) に訪問して、法人の事業概要やガバナンス、コンプライアンスの状況などについて、ヒアリング及び書類審査によって確認する。

なお、実際に現場視察した施設等の状況は次のとおりである。

視察先	実査日
下水道局	
中部下水道事務所 (銭瓶町ポンプ所含む)	令和3年7月5日 令和3年9月7日
流域下水道本部	令和3年7月9日 令和3年9月2日 令和3年9月9日
新河岸水再生センター	令和3年7月8日
北多摩一号水再生センター	令和3年7月9日
千住関屋ポンプ所工事現場	令和3年7月5日
呑川増強幹線工事現場	令和3年7月8日
国指定重要文化財旧三河島汚水処分場唧筒場施設	令和3年7月5日
東京都庁の下水道館	令和3年7月8日
東京都下水道サービズ株式会社	
本社	令和3年7月5日 令和3年9月3日 令和3年9月8日

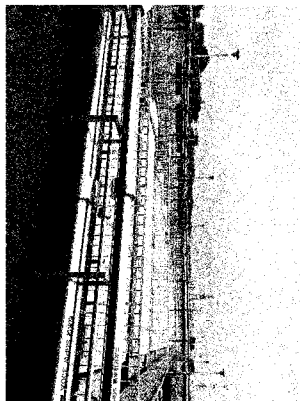
視察した主な施設等の写真は以下のとおり (監査人撮影ほか)。



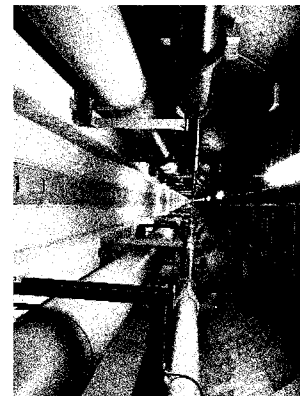
銭瓶町ポンプ所 (現場視察の様子)  
令和3年7月5日監査人撮影



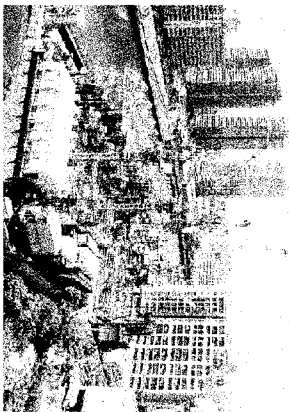
新河岸水再生センター (汚泥処理工場)  
令和3年7月8日監査人撮影



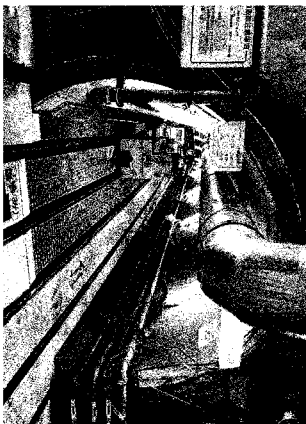
北多摩一弓水再生センター  
令和3年7月9日監査人撮影



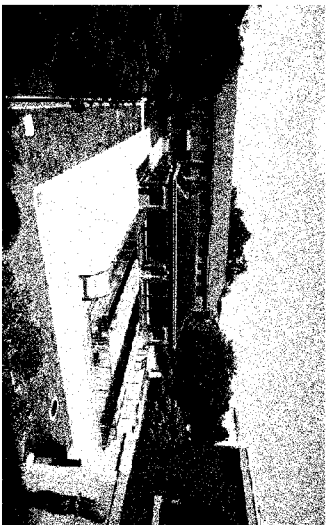
北多摩一弓水再生センター・南多摩水再生  
センター間連絡管  
令和3年7月9日監査人撮影



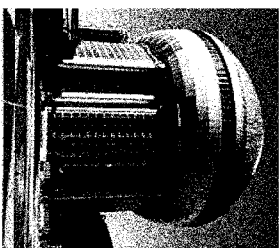
千住開屋ポンプ所工事現場  
都提供資料より



赤川増強幹線工事現場  
令和3年7月8日監査人撮影



国指定重要文化財旧三河島汚水処分場跡地  
下水道局ホームページより引用



東京都虹の下水道館（外観）  
東京都虹の下水道館ホームページより引用

なお、上記のほかにも、八王子水再生センター、渋谷駅東口雨水貯留施設等の施設を実査する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等を踏まえ、訪問しての実査は中止し、必要に応じて書類のみのレビューを行った。

エ 監査意見のとりまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめる。

オ 報告書の作成

区部全城を都が“市”の立場で事業を行っている。一方、多摩地域では、市町村が公共下水道事業を行っているが、水再生センターやポンプ所、下水道幹線などの基幹施設の建設・維持管理などの流域下水道事業を都が行っている。よって、区部と多摩地域の財政の仕組みも異なっている。具体的には、区部の下水道事業は、事業に必要な経費は経営に伴う収入（下水道料金）等をもって充てられているので、都民からの負担金などによって支えられている。一方、流域下水道事業は市町村からの負担金などによって運営している。

そこで、報告書においては、「Ⅰ 東京都の下水道について」として、下水道事業会計、下水道事業全般の固定資産管理、その他下水道事業全般に関する事項を記載し、「Ⅱ 区部下水道について」として、区部下水道の概要、料金制度、区部における契約事務等を記載し、次に「Ⅲ 流域下水道について」として、流域下水道に関する各種事業、負担金、流域下水道における契約事務等を記載することとする。そして、最後に、「Ⅳ 東京都下水道サービズ株式会社」の経営管理」として、東京都下水道サービズ株式会社の財務状況等を記載する。

なお、これ以降の本文中における東京都下水道サービズ株式会社の名称記載については、「TGS」と表記する。ただし、表題においては正式名称を用いる。

9 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

1 東京都の下水道について

(1) 東京都の下水道事業について

都(下水道局)では、下水道法に基づき、汚水の処理及び雨水の排除、並びに公共用水域の水質保全という下水道の基本的役割を果たすため、事業を運営している。まず、区部においては、通常、下水道事業は市町村の事務とされているが、23区においては都が公共下水道事業を行っている。また、多摩地域においては、関連市町村が公共下水道を設置・管理し、この公共下水道からの下水を広域的に収集・処理するため、都は流域下水道事業を行っている。(区部、多摩地域の事業の概要は、「Ⅱ 区部下水道について」、「Ⅲ 流域下水道について」をそれぞれ参照。)

(2) 公営企業としての公共下水道事業

公共下水道事業は、法律上の公営企業とされ(地方財政法施行令第46条)、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されている。また、下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い、「高度処理」に要する経費の一部や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから、公費で負担するものとなっている。

(3) 地方公営企業法の適用

下水道事業は、現時点では地方公営企業法の適用は任意であるが、都では下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用している(東京都の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例)。

(4) 都の下水道事業会計の仕組み

区部下水道事業では、汚水の処理に要する経費は下水道料金で、雨水の排除に要する経費等は都費(一般会計補助金)で賄っている。一方、流域下水道事業では、下水の処理に要する経費は市町村負担金及び都費(一般会計補助金)で賄っている。

都の下水道事業会計の仕組みは、以下のとおりである。

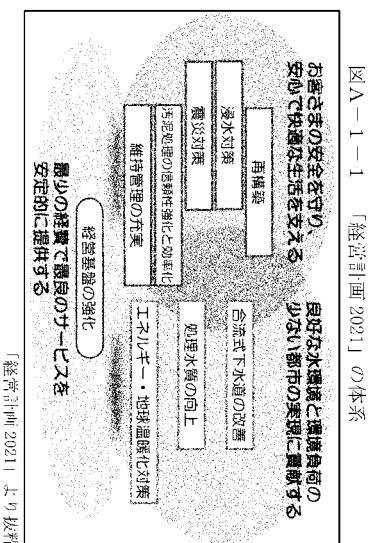
表A-1-1 都の下水道事業会計の仕組み

事業	費用		財源	
	汚水	雨水等	雨水等	雨水等
区部下水道事業	各家庭(公共汚水ます)から水再生センターまでの施設	維持管理費 管糞費、ポンプ場費、処理場費、一般管理費(総係費等)等 資本費 減価償却費、支払利息等	下水道料金	一般会計補助金 維持管理費の24%等 資本費の61%等
流域下水道事業	流域下水道幹線から水再生センターまでの施設	維持管理費 管糞管理費、処理場管理費等 資本費 減価償却費、支払利息等	市町村からの負担金 都費(一般会計補助金)	

(注) 区部下水道事業における雨水、汚水の負担区分割合は、「公共下水道事業繰上経費の運用について」(昭和56年6月5日自治令第153号)に基づき、資本費、維持管理費ごとに、雨水処理に要する経費と汚水処理に要する経費を区分し、算定したものである。

(5) 経営計画について

都では、長期的な視点に立って下水道サービスの更なる向上を図るため、5年間の事業運営の指針となる経営計画を策定している。現在は、令和3(2021)年度から5年間の「経営計画2021」を策定し、各種施策を展開している。



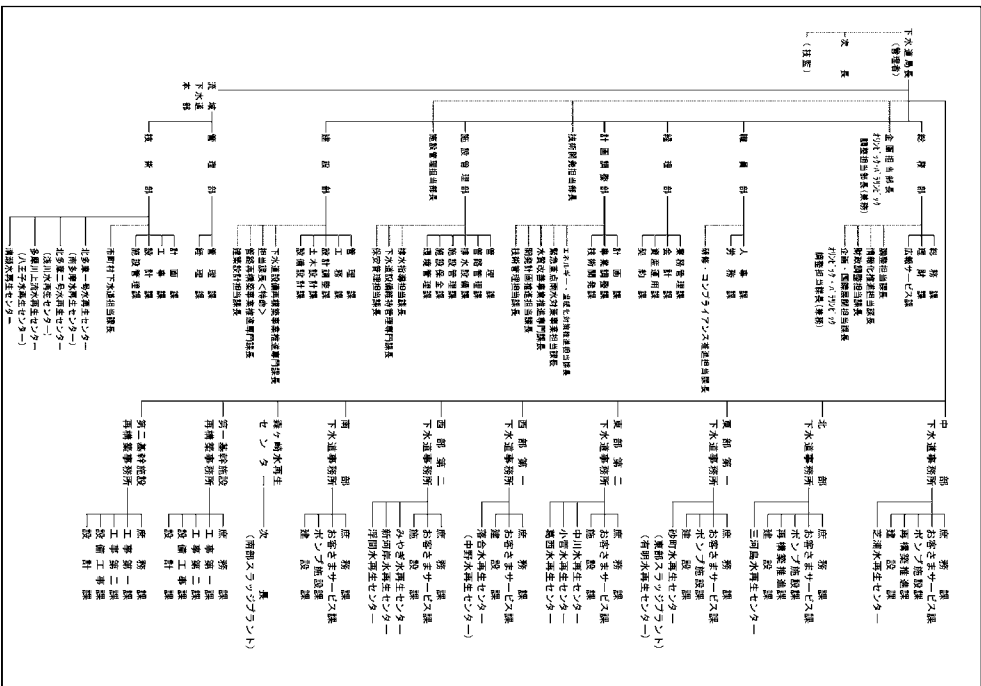
「経営計画2021」より抜粋

## 2 下水道局について

### (1) 組織

下水道局の組織は以下のとおりである。

図A-2-1 下水道局組織図



令和3年4月1日現在

また、令和3年4月1日現在の各部及び所の課ごとの職員数(定数外含む)は、以下のとおりである。

表A-2-1 下水道局の職員数

部門	人数	部門	人数
<b>総務部</b>	65	<b>中部下水道事務所</b>	191
総務課	28	庶務課	15
総務課	24	お客さまセンター課	32
広報課	13	ボンプ施設課	28
内務課	46	内務課	26
<b>職員部</b>	34	建設課	31
人事課	34	労働安全衛生センター	59
<b>経営部</b>	95	<b>北部下水道事務所</b>	188
経営管理課	30	庶務課	17
会計課	28	お客さまセンター課	27
管理課	22	ボンプ施設課	48
契約課	15	単独採掘課	23
<b>計画調整部</b>	81	建設課	27
計画課	28	二河島水再生センター	50
技師課	30	庶務課	25
技師課	157	お客さまセンター課	30
<b>施設管理部</b>	23	ボンプ施設課	17
管理課	16	建設課	52
管理課	24	建設課	38
管理課	23	建設課	38
管理課	23	<b>東部第二下水道事務所</b>	113
施設管理課	27	庶務課	26
施設管理課	43	庶務課	16
施設管理課	24	お客さまセンター課	37
<b>建設部</b>	149	建設課	69
管渠課	21	中川水再生センター	41
工事課	19	小宮水再生センター	44
土木施設課	40	葛西水再生センター	49
施設管理課	43	<b>西部第一下水道事務所</b>	125
施設管理課	198	庶務課	12
施設管理課	27	庶務課	41
施設管理課	15	お客さまセンター課	18
<b>流域下水道本部</b>	12	建設課	54
管理課	171	<b>西部第二下水道事務所</b>	201
管理課	21	庶務課	15
管理課	24	お客さまセンター課	29
管理課	25	建設課	32
管理課	31	みやぎ水再生センター	50
管理課	20	都府水再生センター	41
管理課	18	清瀬水再生センター	24
管理課	20	多摩川・荒川水再生センター	14
管理課	12	前橋水再生センター	43
<b>浄水場水再生センター</b>	30	ボンプ施設課	23
建設課	112	建設課	23
<b>第一基幹施設再構築事務所</b>	136	建設課	112
庶務課	12	庶務課	12
工事課	40	工事課	40
工事課	29	工事課	29
設計課	26	設計課	26
設計課	29	設計課	29
設計課	121	設計課	121
<b>第二基幹施設再構築事務所</b>	10	庶務課	10
庶務課	32	庶務課	32
工事課	28	工事課	28
設計課	21	設計課	21
設計課	30	設計課	30
<b>合計</b>	2,768		





第3 監査の結果

I 東京都下水道について

1 下水道事業会計

(1) 下水道事業損益計算書

ア 概要

下水道局は、地方公営企業法第30条に基づき、毎事業年度、東京都下水道事業報告書、東京都下水道事業会計決算として決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書(案)、貸借対照表及び注記、地方公営企業法施行令第23条で定める書類としてキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を作成、開示している。

損益計算書については、次の表のとおり、地方公営企業法施行規則第48条で定める第10号様式に準じ報告式で表示しているが、報告セグメントである(区部)下水道事業と流域下水道事業について、それぞれ、当年度純利益(又は当年度純損失)まで表示した後、報告セグメント合計である下水道事業会計全体の当年度純利益としての下水道事業会計当年度純利益(又は当年度純損失)を表示し、前年度繰越利益剰余金(又は前年度繰越欠損金)及びその他未処分利益剰余金変動額を加減算し、当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処分欠損金)を表示している。

表B-1-1 令和2年度東京都下水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

I 下水道事業	
1 営業収益	
(1) 下水道料金	144,613,217,131 円
(2) 一般会計補助金	106,612,944,080
(3) その他営業収益	8,247,606,183
	259,473,767,394
2 営業費用	
(1) 管渠費	32,479,870,018
(2) ボンプ場費	12,443,953,537
(3) 処理場費	44,124,777,785
(4) 業務費	14,068,886,382
(5) 排水設備費	1,141,503,941
(6) 総係費	7,712,754,969
(7) 減価償却費	175,367,062,600

(8) 資産減耗費	10,014,068,171		
(9) その他営業費用	66,751,042	297,419,628,445	37,945,861,051
営業損失			

3 営業外収益

(1) 受取利息	1,403,238
(2) 土地物件収益	8,897,006,339
(3) 一般会計補助金	10,139,517,962
(4) 長期前受金戻入	49,069,056,400
(5) 雑収	814,956,346
	68,921,940,285

4 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	15,037,451,452		
(2) 繰延勘定償却	11,795,716	18,331,510,511	50,590,429,774
(3) 雑支出	3,282,263,343		12,644,568,723
経常利益			

5 特別利益

当年度純利益		5,377,563,928	5,377,563,928
			18,022,132,651

II 流域下水道事業

1 営業収益

(1) 管理費負担金収入	11,720,301,136 円
(2) 一般会計補助金	4,823,092,513
(3) その他営業収益	119,886,396
	16,663,280,045

2 営業費用

(1) 管渠管理費	352,812,434
(2) 処理場管理費	11,901,179,107
(3) 減価償却費	16,871,873,502
(4) 資産減耗費	1,258,424,326
営業損失	30,384,289,369
	13,721,009,324

3 営業外収益

(1) 土地物件収益	24,001,611
(2) 一般会計補助金	510,208,288
(3) 長期前受金戻入	13,356,735,309
(4) 雑収	176,083,976
	14,067,029,184

4 営業外費用

(1) 支払利息及	510,194,689
-----------	-------------

企業債取扱諸費			
(2) 雑支出	515,377,990	1,025,572,679	13,041,456,505
経常損失			679,552,819
5 特別利益		599,399,162	599,399,162
当年度純損失			80,153,657
下水道事業会計			17,941,978,994
当年度純利益			8,225,764,594
前年度繰越利益 剰余金			27,958,167,428
その他未処分利益剰余 金 変動額			54,125,911,016
当年度未処分利益 剰余金			

イ 監査の結果

〔分析 意見 1-1 に関するもの〕 損益計算書の表示について

下水道事業会計においては、地方公営企業法施行規則第 40 条の報告セグメントとして、区部下水道事業と流域下水道事業とに区分している。令和 2 年度東京都下水道事業会計決算書の損益計算書においては、区部下水道事業の損益計算書と流域下水道事業の損益計算書を表示した後に、下水道事業会計当年度純利益を表示し、前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額を加減算し、当年度未処分利益剰余金を表示している。

このように、区部下水道事業と流域下水道事業では、明確に区分経理しているが、両事業に共通する経費（職員の福利厚生に係る費用や退職給付費等）が一部ある。共通する経費は、下水道局として一体的に事務処理を行うべき経費であり、総額が、「総係費」などの勘定科目で、区部下水道事業において損益計算書に表示されている。流域下水道事業の応分負担分については、区部下水道事業に振替計上している。振替の方法としては、下水道事業の「その他営業収益」の内数として総係費他区部繰入金を計上するとともに、流域下水道事業の「管理費負担金収入」において、市町村からの維持管理負担金収入から、総係費他区部繰入金を控除した金額を計上している。

(意見 1-1) 損益計算書の表示について

区部下水道事業と流域下水道事業では、明確に区分経理しているが、両事業に共通する経費（職員の福利厚生に係る費用や退職給付費等）が一部ある。共通する経費は、下水道局として一体的に事務処理を行うべき経費であり、総額が、「総係費」などの勘定科目で、区部下水道事業において損益計算書に表示されている。流域下水道事業の応分負担分については、区部下水道事業に振替計上している。振替の方法としては、下水道事業の「その他営業収益」の内数として総係費他区部繰入金を計上するとともに、流域下水道事業の「管理費負担金収入」において、市町村からの維持管理負担金収入から、総係費他区部繰入金を控除した金額を計上している。

この処理により、事業ごとの営業損益については、適正な金額が表示されることとなるが、下水道事業の「その他営業収益」には、本来、流域下水道事業の営業収益である総係費他区部繰入金が計上され、流域下水道事業の「管理費負担金収入」においては、流域下水道事業に計上されるべき営業収益から総係費他区部繰入金相当額が控除されることとなり、流域下水道事業の「管理費負担金収入」勘定科目において、収入額の総額が表示されないこととなる。

本来、両事業に共通する経費の振替に当たっては、振替額を区部下水道事業の共通費を計上した勘定科目から控除するとともに、流域下水道事業の適切な費用の勘定科目に表示すべきであるが、こうした振替を行うために両事業の費用科目に予算設定をした場合、期中の会計処理において、配賦計算の処理を行わなければならないこととなり、現状の実務においては、困難であると考えられる。

以上より、損益計算書の表示の方法については、これまでの方法を継続することは致し方ないと言えるが、予算及び決算の作成に当たり、区部下水道事業の損益に流域下水道事業の収益及び費用が含まれている旨を注記等により説明をするよう検討されたい。

(2) 経営計画における財政指標

ア 概要

下水道局は、計画期間における具体的な主要施策の内容について、都民や区市町村に明らかにするとともに、事業運営の指針とするため、経営計画を策定、公表している。平成 19 (2007) 年 2 月には経営計画 2007 (計画期間：2007 年度から 2009 年度)、平成 22 (2010) 年 2 月には、経営計画 2010 (計画期間：2010 年度から 2012 年度)、平成 25 (2013) 年 2 月には、経営計画 2013 (計画

期間：2013年度から2015年度）、平成28（2016）年2月には、経営計画2016（計画期間：2016年度から2020年度）、令和3（2021）年3月には、経営計画2021（計画期間：2021年度から2025年度）を公表している。

経営計画2021においては、第1部「経営方針と取組の概要」、第2部「主要施策の展開」、第3部「経営基盤の強化」の3部構成となっており、第2部「主要施策の展開」については、重点事業や主要施策に対する事業指標を定め、計画期間中の進捗管理や事後的な評価にも資するよう作成されている。財政運営については、第3部「経営基盤の強化」3「持続可能な財政運営」において、区部下水道事業、流域下水道事業のそれぞれについて、計画期間中の取組方針や財政収支計画と財政指標が記載されている。財政指標については、経営計画2013までは、その記載がなかったが、経営計画2016より記載されることとなった。

**イ 監査の結果**

〔分析 意見1-2、意見1-3に関するもの〕経営計画における財政指標について

下水道局は、経営計画2016に、区部下水道事業の財政指標として、企業債発行償還比率（発行額÷償還額）に0.7、維持管理単価（維持管理費÷有収水量）に78.3円/㎡の計画値を設定し、経営レポート2021において、それぞれの決算値が0.5、74.9円/㎡と、目標達成できたことが報告されている。

一方、経営計画2021より、財政指標は、企業債発行割合（企業債発行額÷収入合計）及び経常収支比率（経常収益÷経常費用）へと変更されている。

企業債に関する財政指標については、経営計画2016においては、財政運営の考え方として、「将来的な財政負担を見据えて、可能な限り有利な負債である企業債残高の縮減を図っていくため、企業債の発行・償還の管理を適切に行います」とあったが、経営計画2021においては、取組方針として、「将来的な財政負担を見据えて、企業債の発行規模や利率のバランス、償還方法を検証し、発行・償還の管理を計画的に行い、企業債を有効に活用していきます」とされている。これは、企業債残高の縮減という取組が、一定程度の成果を見せ得たことによるものと考えられる。そうした中、企業債発行以外の収入とのバランスの中で、企業債発行額を管理する企業債発行割合に変更した点は理解ができるところである。

経営計画2021から、経常収支比率を採用した理由としては、事業経営の健全性を図るとともに、他自治体の事業との比較を行うため、総務省が毎年公表している「経営比較分析表」や「比較経営診断表」において、全国共通の経営

指標として「経常収支比率」を採用したとしている。

なお、財政収支の取組方針に掲げている、「省エネルギー型機器の導入や技術開発等によるコストの更なる縮減、土地・建物の貸付け等の資産の有効活用」については、企業努力の項で目標設定がされている。

（意見1-2）経営計画2016における財政指標について

下水道局における財政指標としては、経営計画2016では、企業債発行償還比率（発行額÷償還額）と維持管理単価（維持管理費÷有収水量）が採用されている。

それぞれの財政指標については、経営レポート2021において、決算値が公表されているが、結果のみが記載されているだけであり、その要因分析がなされていない。特に、維持管理単価については、有収水量の情報についての記載が、経営計画にも経営レポートにもないため、財政指標の計算過程自体も明らかになっていない。経営レポート2021は既に発行済みであるが、今後、東京都下水道局アトバイザリーボード等において、経営計画2016の計画期間における実績報告を行う際には、どのような要因で、計画達成に至ったのかについて説明を加えるよう検討されたい。

（意見1-3）経営計画2021における財政指標について

経営計画2021の財政指標には、企業債発行割合（企業債発行額÷収入合計）と経常収支比率（経常収益÷経常費用）が採用されている。

経常収支比率は、事業経営の健全性を図るとともに、他自治体の事業との比較を行う上で、総務省が毎年公表している「経営比較分析表」や「比較経営診断表」において、全国共通の経営指標として採用されている有用な財政指標である。この総務省の経営比較分析表における経常収支比率は、実績値に基づくものであるため、個別の公営企業会計の決算書から情報を入手することは比較的容易にできる。また、総務省は、経営比較分析表の公表に当たり、別途、「経営指標算出元データ」の開示も行っている。一方、下水道局の経営計画2021に掲載されている経常収支比率は、計画値としてのものであるが、公表資料上、どの数字を引用して設定されたものなのか判断しづらい。

今後の経営計画における財政指標の公表に当たっては、その計算根拠となる数値も併せて公表することを検討されたい。

また、財政指標の達成状況については、計画期間の最終年度においてのみ報告するのではなく、計画期間中においても、その進捗状況を報告するよう検討されたい。

2 東京都下水道局固定資産事務規程の実務対応

(1) 固定資産の範囲と管理等の分掌

ア 事業の概要

(ア) 固定資産の範囲に関する東京都下水道局固定資産事務規程の規定

下水道局の固定資産の取得、管理、処分及び会計整理に関しては、別に定めるものを除く(ほか、東京都下水道局固定資産事務規程(以下「固定資産事務規程」という。)の定めるところによる。  
固定資産事務規程第4条第1項では、次に掲げるものを固定資産としている。

表B-2-1 固定資産の範囲

項目	内容
イ	土地
ロ	建物及び附属設備
ハ	構築物
ニ	機械及び装置並びにその他の附属設備
ホ	自動車その他の陸上運搬具
ヘ	工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上のものに限る。)
ト	リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからハまでに掲げるものである場合に限る。)
チ	建設仮勘定
リ	その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
イ	借地権
ロ	地上権
ハ	施設利用権
ニ	リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからニまでに掲げるものである場合に限る。)
ホ	その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
ヘ	長期貸付金
イ	投資有価証券(一年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)
ロ	投資有価証券(一年以上(当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。)に満期の到来する有価証券を除く。)
ハ	出資金
ニ	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、一年以内に弁済を受けることができないことが明らかなるもの
ホ	その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

「固定資産事務規程」より抜粋

(イ) 固定資産の内訳

令和3年3月31日現在の固定資産の内訳は次のとおりである。

表B-2-2 固定資産明細書

(単位：百万円)

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加高	当年度 減少高	年度末 現在高	減価償却 累計額	年度末 償却未済高
土地	613,812	923	1,845	612,890	-	612,890
事務所用地	3,416	0	0	3,416	-	3,416
施設用地	545,239	0	922	544,317	-	544,317
公舎用地	541	0	0	541	-	541
その他用地	64,615	922	922	64,615	-	64,615
建物	791,795	24,846	884	815,757	468,441	347,316
事務所川建物	7,755	39	176	7,618	3,716	3,901
施設用建物	693,674	22,358	35	715,997	389,400	326,597
倉庫中庫川建物	1,066	32	0	1,098	787	311
公舎用建物	2,724	0	0	2,724	1,256	1,468
その他用建物	1,030	0	3	1,027	571	455
建物附属設備	85,512	2,417	639	87,290	72,709	14,611
構築物	6,743,961	114,610	17,968	6,840,604	3,218,157	3,622,446
排水設備	5,583,157	88,246	15,166	5,656,237	2,661,868	2,994,369
処理設備	1,094,063	24,719	2,132	1,116,650	504,598	612,051
諸設備	66,741	1,644	669	67,716	51,690	16,025
機械及装置	1,532,814	69,401	26,024	1,576,220	1,073,021	503,199
電気設備	811,954	35,173	17,424	829,703	523,475	306,228
ポンプ設備	199,731	5,214	1,956	202,989	152,077	50,911
処理機械設備	511,284	28,735	6,424	533,596	389,532	144,064
その他機械装置	9,873	277	220	9,931	7,935	1,995
車両運搬具	518	79	62	535	328	207
器具備品	9,561	744	271	10,034	7,932	2,102
リース有形固定資産	2,830	435	754	2,512	916	1,595
建設仮勘定	601,050	125,658	122,850	603,858	-	603,858
その他有形固定資産	42,924	172	8	43,088	4,750	38,337
有形固定資産	10,339,298	336,872	170,639	10,505,531	4,773,547	5,731,983

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加高	当年度 減少高	年度末 減価償却高	年度末 現在高
地上権	171	1,824	0	237	1,759
施設利用権	45	0	0	7	37
リースウェア	99	27	0	49	77
無形固定資産	316	1,852	0	293	1,874

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加高	当年度 減少高	年度末 現在高
出資金	27	0	0	27
東京都下水道サービス株	50	0	0	50
東京都下水道サービス株	102	0	0	102
その他投資	60	77	31	106
貸倒引当金	△27	△58	△17	△88
投資その他資産	213	18	13	218

「令和2年度 東京都下水道事業会計決算書」より抜粋

(ウ) 自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品並びにソフトウェアについて

固定資産事務規程第4条第1項ただし書において、自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品並びにソフトウェアについては、固定資産の範囲から別に定めるものを除くとしている。

「別に定めるもの」として、平成16年3月30日付で局長通知が発出されている。局長通知は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアについては、次表に記載したものは固定資産の範囲から除くとしている。

表B-2-3 工具、器具及び備品並びにソフトウェアの取扱い

項目	内容
車両運搬具及び器具備品で有形固定資産としないもの	取得価額（当該取得にかかるとる消費税額を除く。）が10万円未満のもの
ソフトウェアで無形固定資産としないもの	① 独自仕様の局内利用ソフトウェアで委託により制作する場合で、東京都下水道局情報処理システムメンテナンス実施要領第5条の対象及び範囲に含まれないもの ② 前号に該当する場合で、その経費が10万円以上となるソフトウェアを制作するときは、当該予算執行部又は所は、開発委託段階までに経理部に協議するものとし、これにより資産計上しないこととされたもの ③ 完成品のソフトウェアで、取得価額（当該取得にかかるとる消費税額を除く。）が10万円未満のもの

平成16年3月30日付局長通知「固定資産の範囲について」より抜粋

(エ) 決算品

下水道局の会計事務は、別に定めるものを除くほか、東京都下水道局会計事務規程（以下「会計事務規程」という。）の定めるところによる。

会計事務規程第149条は、購入の際、直接経費として処理された物品を決算品と定義している。  
決算品については、平成23年4月1日付の「決算品事務取扱手続」が策定されている。

決算品事務取扱手続は、決算品を「備品」、「消耗品」及び「材料」に区分しており、備品を「生産、工事、作業又は事務用に使用される工具、器具及び備品で、それ自体単独で機能を果たし、耐用年数が1年以上で、取得価額（消費税を除く購入価格）が5万円以上のものうち、固定資産に計上されないもの」と定義している。また、備品は備品分類表により分類としている。

(オ) 固定資産明細表の作成

固定資産事務規程第99条の規定により、経理部長は、毎事業年度経過後、速やかに固定資産明細表を作成して局長に報告しなければならない。

(カ) 固定資産番号

固定資産事務規程第18条の4の規定により、固定資産には、一整理単位ごとに固定資産番号を付さなければならない。各固定資産の固定資産番号は、固定資産明細表に記載されている。

(キ) 固定資産の取得、管理及び処分に関する固定資産事務規程の規定

固定資産事務規程第6条第1項の規定により、固定資産の取得、管理及び処分の事務は、原則として、流域下水道本部の部以外の部にあつては当該部の長、流域下水道本部の部にあつては管理部長、所にあつては当該所の長が行う。

部は、東京都下水道局分課規程第1条第1項に定める部及び東京都下水道局流域下水道本部処務規程第2条第1項に定める管理部をいう。

(ク) 部、所及びセンターの長が備える帳簿

固定資産事務規程第18条の2第1項の規定により、部、所及びセンターの長は、固定資産台帳を備えてその所管に属する事務を整理し、固定資産の増減及び現状を明らかにしておかなければならない。

(ケ) 固定資産台帳

固定資産台帳は固定資産番号ごとに作成されるが、一つの固定資産番号に関して、追加工事、追加取得あるいは部分除却等がある都度、その事実を記載す



(イ) 遊休資産の報告と転用

固定資産事務規程第21条の規定により、部及び所の長は、その所管に属する不用又は過剰の固定資産のうち、他の部又は所で使用可能と認められるものがあるときは、直ちに経理部長に報告しなければならないとされている。

また、固定資産事務規程第22条の規定により、経理部長は、第21条の報告を受けたときは、速やかに当該固定資産の経済的かつ効率的運用を図るため、転用の方法を講じなければならないとされている。

イ 監査の結果

〔分析 意見1-4に関するもの〕 普通財産について  
(ア) 普通財産の内訳

令和2年度末の固定資産計上額について、固定資産事務規程第5条による行政財産、普通財産の計上額は次表のとおりである。

下水道局は、下水道事業として使用されているものを「公共用」としており、土地活用（転用）として外部に貸し付けている土地を含め、公用又は公共用に供していない、行政用途がない固定資産を普通財産として管理している。

表B-2-5 有形固定資産貸借対照表計上額の分類（令和3年3月31日現在）

勘定科目	貸借対照表計上額	行政財産	普通財産
土地	612,890,837	554,662,639	58,228,197
建物	815,787,087	815,787,087	0
構築物	6,840,604,316	6,840,604,316	0
機械及装置	1,576,220,821	1,576,220,821	0
車両運搬具	535,206	535,206	0
器具備品	10,034,432	10,034,432	0
建設仮勘定	603,858,319	603,858,319	0
リース資産建物	2,512,083	2,512,083	0
その他有形固定資産	43,088,323	0	43,088,323
合計	10,505,531,428	10,404,214,906	101,316,521

（単位：千円）  
都提供資料より監査人作成

次表は、上表の普通財産の内訳を、帳簿価額の大きい順に記載したものである。

普通財産は、土地25件、その他有形固定資産1件の計26件である。

表B-2-6 普通財産の内訳

固定資産番号	所在	科目	帳簿価額
1	芝浦水再生センター（西）	その他有形固定資産	43,088,323
2	千代田区	土地	25,213,951
3	201700794	土地	20,691,153
4	201700795	土地	9,248,364
5	197900421	土地	1,518,679
6	198400510	土地	520,266
7	198100001	土地	453,993
8	198000013	土地	182,694
9	197100027	土地	122,421
10	196800003	土地	104,522
11	200200196	土地	63,302
12	196800134	土地	41,159
13	200300073	土地	28,060
14	198800040	土地	19,222
15	197700002	土地	9,466
16	200400966	土地	2,797
17	198900031	土地	2,548
18	200400953	土地	1,787
19	194300001	土地	1,647
20	200400901	土地	970
21	200400905	土地	425
22	200400903	土地	398
23	197500031	土地	184
24	200400902	土地	95
25	200400906	土地	53
26	195800006	土地	44
	合計		101,316,521

（単位：千円）  
都提供資料より監査人作成

(イ) 遊休資産の取扱い

固定資産事務規程第21条の規定により、部及び所の長は、遊休資産は経理部長に報告しなければならないとされている。

経理部は、報告を受けた資産を遊休資産としてリスト化しているが、上表の26件のうち、No.5、6、7、9、10、11、12、13、15、19の10件が遊休資産リストに計上されていないため、現況を下水道局に確認した。

その結果、No.7の固定資産番号198100001蔵前水再生センター土地については、現状の見直しが必要である。

なお、遊休資産については、本報告書で別途検討している。



(意見 1-4) 利活用を検討するべき普通財産について

固定資産番号 198100001 蔵前水再生センター土地(台東区蔵前二丁目1番8号)は、北部下水道事務所、第一基幹施設再構築事務所などが所在している土地の一角である。

本案件は、蔵前水再生センター用地取得当時に、多くの隣地地権者から土地を払い下げてほしいとの要望があり、売却を行うため普通財産としていた。その後、売却を行ったが、すべて売却したわけではなく、現在に至っている。

現在、売却されていない土地は、資材置場や駐車場などの活用が考えられるとのことなので、利活用の方法を検討されたい。

(3) 固定資産の実態調査・実地調査

ア 事業の概要

(ア) 実態調査と実地調査に関する固定資産事務規程の規定

固定資産事務規程第 18 条の 5 に基づき、経理部長は、固定資産の管理上必要な事項について、その実態を毎年調査し、調査結果を局長に報告しなければならない。また、固定資産事務規程第 7 条第 2 項に基づき、経理部長は、固定資産の効率的運用及び管理の適正を図るため、部及び所の長に対し、その所管に属する固定資産について、実地に調査することを要請できる。

上記規定に基づき下水道局は、固定資産の実態を把握し、資産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、毎年度、固定資産の実態調査及び実地調査を行っている。実態調査及び実地調査の概要は次のとおりである。

表 B-2-7 実態調査と実地調査

項目	内容		
実態調査	土地・排水設備及び建設仮勘定を除く資産のうち、前年度に新規取得した資産、帳簿原価が繰り増、純減(一部売却)した資産について、各部署が固定資産担当と共に、固定資産台帳の整理状況を確認するもの。 土地・排水設備及び建設仮勘定を除く全資産について、各部署で現品調査を行うもの。3年間を1サイクルとして行うこととなっている。平成 30 年度から令和 2 年度の調査項目は次のとおりである。		
実地調査	目	調査年度	
	土地	対象外	
	建物	令和元年度	
	構築物	排水設備	対象外
		処理設備	令和元年度
	機械及び装置	諸設備	令和 2 年度
		電気設備	平成 30 年度
ポンプ設備		令和元年度	
処理機械設備		平成 30 年度	
車両運搬具	令和元年度		
器具備品	平成 30 年度		
建設仮勘定	対象外		

都提供資料より監査人作成

(イ) 下水道用地実態調査

下水道用地のうち、下水道局が所管する施設用地、管渠用地及び地上権用地は、固定資産事務規程第 18 条の 5 の規定に基づき、上述した実態調査とは別に調査を実施している。

令和 2 年度は、「令和 2 年度下水道用地実態調査作業委託」に基づき、委託業者が部及び所の担当者に事前連絡の上、調査を実施している。

委託での実態調査は隔年実施としており、前回は平成 30 年度に実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を分散するとして、令和 2 年度は約 6 割の実施とし、残りの用地は令和 3 年度に調査を実施するとしている。

イ 監査の結果

〔分析 意見 1-5 に関するもの〕 実態調査と実地調査による修正について

令和2年度に実施した実態調査の件数は2,481件で、このうち、令和元年度に新規に取得した資産で、取得価額が1億円を超える102件について調査を行っている。その結果、経理部資産運用課が各部、所及びセンターに306件の修正を指示している。

実地調査の件数は9,242件で、各部所が調査を実施した結果、報告及び修正があった件数は324件である。

令和2年度に実施した実態調査と実地調査の結果をまとめた「令和2年度固定資産実態調査及び実地調査報告書」によると、実態調査及び実地調査による修正の内訳は、次のとおりである。

表B-2-8 実態調査及び実地調査による修正内訳

修正種別	修正内容	修正例	修正件数	
			実態調査	実地調査
用途変更	固定資産の科目が不適正なため、適正な科目へ変更する。	現場確認の結果、「建物附属設備」を「器具備品」に訂正する。	8	0
名称変更	固定資産の名称が不適正なため、同一科目の適正な名称へ変更する。	現場確認の結果、「高圧配電盤」を「低圧配電盤」に修正する。	30	1
分割	同一の科目であるが、別の固定資産として整理する必要があるため、適正な固定資産へ分割する。	チェーンロジックの整理単位は1台ごとのため分割する。	1	0
合併	同一の固定資産として整理する必要があるため、適正な資産へ合併する。	水再生センター建物内の「電気設備・低圧配電盤」で一体として資産計上すべき資産が別々に登録されていたので合併する。	61	57
所管換	固定資産管理部署が本来と異なるため、適正な所への所管換を行う。	水再生センターの「場内舗装」が流城下水道本部の所管とされていたため、水再生センターに修正する。	10	0
数量変更	固定資産の数量が調査結果と異なるため、適正な数量に変更する。	調査の結果、水再生センター及びボンプ所内の固定資産の数量が実態と合っていないかあったため、正しく修正する。	14	29
所在変更	固定資産の所在が不適正又は不明確なため、適正な所へ変更する。	移設済みとなっている固定資産の所在が変更されていたため、修正する。	9	32

修正種別	修正内容	修正例	修正件数	
			実態調査	実地調査
構造内容修正	固定資産の構造内容欄が不適正又は不明確なため、内容の補正等を行う。	固定資産全般について、資産の場所を特定する情報（建物名、フロアの階数）を追記する。 ・資産を特定できるよう、製造番号や個体番号、車名を追記する。 ・資産の個体番号等記入ミスについて修正する。	166	145
除却	除却漏れであった固定資産を、適正に除却処理する。	昨年度除却された資産が、適切に処理されていたなかったため、除却処理を行う。	7	60
計			306	324

都提供資料より監査人作成

「令和2年度固定資産実態調査及び実地調査報告書」では、令和2年度に実施した実態調査と実地調査の結果を次のように総括している。

- ・ 固定資産への振替はおおむね適切に行われている。
- ・ 実態調査、実地調査ともに構造内容欄の修正が他の修正に比べて多いが、これは固定資産台帳の精度向上及び記載内容の充実を図った結果である。
- ・ 修正に当たっては、資産運用課固定資産担当から各部所へ十分に確認を行うように依頼するとともに、固定資産の適正な整理方法について指導を行った。

（意見1-5）実態調査と実地調査による修正内容について

実態調査と実地調査の結果、固定資産台帳等の修正を要したもののうち、「固定資産の科目が不適正なため、適正な科目へ変更する」は、前年度の東京都下水道事業貸借対照表の固定資産科目の計上金額に誤りがあったことによる。

また、「昨年度除却された資産が、適切に処理されていたため、除却処理を行う」は、東京都下水道事業損益計算書の計上金額に誤りがあったことによる。

修正項目の中でも、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目は、特に大きな問題であることを、各部、所及びセンターは十分に認識する必要がある。

経理部においては、各部、所及びセンターに対して、今回の包括外部監査の

結果を周知するなどとして、固定資産の科目の不適正や除却処理漏れなど、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目の重要性について、各部、所及びセンサーの問題意識を高められたい。

〔分析 意見1-6～意見1-8に関するもの〕 下水道用地の実態調査について

(ア) 令和2年度下水道用地の実態調査

令和2年度に実施した下水道用地の実態調査では、施設用地104カ所、管渠用地307カ所(うち地上権用地148カ所)を調査している。

作業内容は、登記情報調査、現地調査を行い、紙及び電子媒体により、登記情報(謄本、公図、地積測量図)、写真表(用地の全景、各境界標の状況)、略図(境界標の状況)などの整備を行っている。

表B-2-9 下水道用地実態調査の件数

	調査 件数	準数	登記面積 (㎡)	登記事項 証明書 件数	公園放棄 件数	地積測量 図備付件 数	確認境界 標数	略図 枚数
総数	411	1,959	2,973,594.24	1,929	839	1,202	3,515	755
施設用地	104	684	2,780,165.57	680	247	350	1,068	219
水再生センター用地	17	432	2,269,083.11	432	135	177	402	119
ボンプ所用地	71	230	485,917.11	226	91	160	573	84
事務所用地	9	9	8,837.10	9	12	3	50	9
その他	7	13	16,328.25	13	9	10	43	7
管渠用地	307	1,275	193,428.67	1,249	592	852	2,447	536
管渠用地	268	1,185	183,940.33	1,160	535	797	2,299	491
この内地上権用地	148	531	109,517.85	531	205	507	424	192
陸域水路敷	11	19	654.04	19	19	12	30	12
代替用地	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	28	71	8,834.30	70	38	43	118	33

都提供資料より監査人作成

(イ) 中部下水道事務所の令和2年度下水道用地の実態調査について

中部下水道事務所の管轄地域に所在する下水道用地について、委託業者が作成している下水道用地の実態調査の報告書を確認した。

中部下水道事務所の管轄地域に所在する下水道用地の内訳は、次のとおりである。

表B-2-10 中部下水道事務所管轄地域の下水道用地実態調査の件数 (単位: 件)

	品川区	千代田区	中央区	渋谷区	港区	合計
総数	4	3	13	13	43	76
施設用地	4	1	5	1	7	18
水再生センター用地	-	-	-	-	4	4
ボンプ所用地	3	1	5	-	2	11
事務所用地	-	-	-	1	1	2
その他	1	-	-	-	-	1
管渠用地	-	2	7	12	33	54
管渠用地	-	2	7	12	32	53
その他	-	-	-	-	1	1
地上権用地	-	-	-	-	3	4
管渠用地	-	-	-	-	3	3
ボンプ所用地	-	-	1	-	-	1

都提供資料より監査人作成

(意見1-6) 登記面積と実測面積の誤差が大きい案件について

次表は、中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、登記面積と実測面積の誤差が大きい下水道用地を抽出し、誤差の原因を記載したものである。

所在	用地名	登記面積	実測面積	登記面積と実測面積の誤差の原因
千代田区	田出張所・銭形町ボンプ所	4,068.73	5,619.83	入江膜り
千代田区	日童堀川	781.28	91.35	一部境界未確定のため実測不可
中央区	明石町ボンプ所	3,100.52	273.90	入江膜り
渋谷区	千駄ヶ谷幹線	16,729.69	496.19	一部境界未確定のため実測不可
渋谷区	旧渋谷川河川用地	2,677.00	2,017.34	国から譲与を受けた土地は2,677.00㎡のうち一部である2,017.34㎡であるが、将来、換地が予定されているため、分筆が行っていない。
港区	汐留第二ボンプ所	82.87	9,975.41	公有水面埋立地で、未登記(中央区・港区の行政区境が定まっていたため、地番が決定次第、権利登記を実施)
港区	白倉幹線	1,729.08	1,599.99	一部境界未確定のため実測不可
港区	藤与国有地57、58	179.00	290.20	一部境界未確定のため実測不可

誤差が生じている下水道用地のうち2件は、実測面積を測量図から土地台帳

へ転記する際に転記ミスがあったため、当該土地台帳を用いた下水道用地実態調査の報告書の実測面積の記載に誤りがあったことによるものである。また、4件は、一部境界未確定等の理由で実測ができていないため、古い実測面積の記録が更新されないまま残されていることによるものである。

測量図から土地台帳への転記ミスにより、下水道用地の実態調査の報告書に誤った数値が記載されているものについては、適正に処理されたい。

なお、一部境界未確定等の理由で実測ができていないものについては、境界確定が可能になり次第、実測を実施されたい。

(意見1ー7) 面積を実測していない案件について

次表は、中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に実測面積が記入されていない下水道用地を抽出したものである。

所在	用地名	用地種別	施設種別	登記面積	実測面積
渋谷区	譲与国有地 47 (渋谷区渋谷2-2-16)	管渠用地	管渠用地	138.00	—
港区	白金幹線 (陸減水路敷)	管渠用地	その他	211.23	—
港区	白金五丁目103番(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	58.00	—
港区	元赤坂一丁目(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	123.00	—
港区	南青山三丁目(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	157.87	—

(単位：㎡)

白金幹線 (陸減水路敷) については、無番地の土地と接しており、隣接地権者が不明のため境界確認ができず、実測を行っていないとのことである。

白金幹線 (陸減水路敷) 以外の土地は実測を行っているが、その際の測量図から土地台帳への入力に漏れていたものである。そのため、報告書にも実測面積が記載されていない。

測量図から土地台帳への入力に漏れていたことにより、報告書に実測面積が記載されていないものについては、適正に処理されたい。

(意見1ー8) 調査不可とされている案件への対応について

次表は、中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に調査不可と記載されていた下水道用地を抽出したものである。

これらの下水道用地は、現況の使用状況に問題がないのかが、報告書からは

把握できない。調査不可となった下水道用地については、別途、経理部において問題の有無をまとめておかれたい。

所在	用地名	用地種別	施設種別	登記面積 (㎡)	現況
渋谷区	譲与国有地 48 (渋谷区富ヶ谷1-27-9)	管渠用地	管渠用地	661.75	舗装・未舗装道路として利用されている。 全体延長距離の6割以上が立入りできない区間であり調査不可。
港区	芝浦水再生センター	施設用地	処理場用地	154,742.23	西側に自動車修理工場があるため調査不可。
港区	南青山四丁目(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	1,173.16	舗装道路及び民地等であり、一部立入不可。工事中のため調査不可。
港区	白金五丁目171番(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	91.00	陸橋・養護幼稚等の敷地として利用されている。また、工事中のため一部調査できない。
港区	譲与国有地 49、50 (港区赤坂4-3-3)	管渠用地	管渠用地	—	舗装・未舗装道路として利用されている。一部立入りできないため調査不可。
港区	芝二丁目(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	64.00	舗装道路であり、立入禁止区間があるため調査不可。
港区	芝五丁目(付近)枝線	管渠用地	管渠用地	158.00	JR横須賀線敷地であり、立入禁止区間があるため調査不可。

(4) 建設仮勘定の個別検証

ア 事業の概要

(ア) 建設仮勘定の個別検証の概要

下水道局は、建設仮勘定を適正に管理していくため、建設仮勘定の個別検証(以下「建設個別検証」という。)を実施している。

令和2年度の建設個別検証の実施に当たっては、令和2年7月31日に各部、可及びセンサーあてに、経理部資産運用課長通知が発出されている。

令和2年度の建設個別検証の概要は、次のとおりである。

表 B-2-1-1 令和2年度建設仮勘定の個別検証の概要

項目	内容
目的	各部署において、建設仮勘定に計上されている案件の実態を適切に把握の上、稼働漏れを防止、稼働すべき時期に適切な資産に振替処理等を行うため。
検証対象資産	令和2年度期首時点で、未稼働の建設仮勘定
検証内容	「建設仮勘定個別検証作業要領」のとおり
その他	平成29年度決算審査において、「建設仮勘定に計上している理由が明らかでないため、計上が適正であるか判断できない」との指摘を受け、局を挙げて建設仮勘定の適正化に取り組んでいる。

都提供資料より監査人作成

(イ) 平成29年度公営企業各会計決算審査での指摘事項

下水道事業会計を含む公営企業会計については、毎会計年度、公営企業管理者等が調製した決算について、知事からの審査依頼に基づき、監査委員が決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかを主眼として決算審査が行われている。

平成29年度公営企業各会計決算審査において、下水道事業会計に対して、「建設仮勘定に計上している理由が明らかでないため、計上が適正であるか判断できない」との指摘がなされている。その指摘内容は以下のとおりである。

3 指摘事項

(1) 建設仮勘定に計上する理由を明らかにすべきもの

下水道施設の構築には長期間を要するため、局は、平成29年度末において、5,214件5,245億8,452万2,722円の固定資産を建設仮勘定として計上している。このうち、昭和50年度から平成12年度までに取得したものの引き継ぎ建設仮勘定に計上している資産201件について、稼働状況や稼働予定の調査を行っているとしている。ところで、昭和50年度以降、長期間建設仮勘定に計上されている固定資産を中心に70件を抽出して見たところ、表1に掲げる固定資産については、建設仮勘定に計上している理由が明らかでないため、計上が適正であるか判断できない。局は、表1の固定資産を建設仮勘定に計上する理由を明らかにし、それに基づき整理を行われない。

(表1) 固定資産(建設仮勘定)一覧

No.	取得年月日	構造・内容	金額
1	平成4年4月1日	下水道施設情報センター(仮称)設計委託	52,796,694
2	平成17年4月1日	下水道用監視制御システム標準化調査その4	23,319,719

(単位:円)

No.	取得年月日	構造・内容	金額
3	平成8年4月1日	落合から小台間送泥管その7工事	1,964,744,519
4	平成6年4月1日	落合から小台間送泥管敷設工事	14,365,322
5	平成7年4月1日	落合から小台間送泥管その2工事	104,748,600
6	平成7年4月1日	落合から小台間送泥管既設部調査設計(足立)	1,262,523
7	平成7年4月1日	落合から小台間送泥管既設部調査設計(豊島)	8,686,162
8	平成7年4月1日	落合から小台間送泥管既設部調査設計(新宿)	1,868,537
9	平成7年4月1日	落合から小台間送泥管調査工事(豊島)	3,693,907

(ウ) 平成29年度公営企業各会計決算審査での指摘事項に対して下水道局が講じた措置

監査事務局は、監査の実効性を確保するため、監査委員が過去の監査で行った指摘や意見・要望に基づき、公営企業管理者が改善措置を講じたものについて通知を受け、この通知内容を公表している。

上述した平成29年度公営企業各会計決算審査の指摘事項に対して公営企業管理者(下水道局)が講じた措置の内容は、令和3年6月1日付で監査事務局が公表している「令和3年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)」に記載されている。その内容は次のとおりである。

指摘に係る9件の建設仮勘定について計上理由を確認し、平成30年度決算において、8件を稼働資産に振り替え、1件を削除した。 建設仮勘定に計上されている資産について、計上理由の精査を行い、的確な資産計上を行うことで、改善を図った。 固定資産システムの改修やマニュアルの見直しを行い、適切に管理するための体制を構築し、局内に周知することで、再発防止を図った。
--

(エ) 令和3年度に実施している建仮個別検証

建仮個別検証は令和3年度も実施されている。

令和3年度の建仮個別検証は、令和3年7月5日に各部、所及びセンターあてに、経理部資産運用課長通知が発出されている。

令和3年度の建仮個別検証の概要は、次のとおりである。

表B-2-1-2 令和3年度建仮個別検証の概要

項目	内容
目的	各部署において、建設仮勘定に計上されている案件の実態を適切に把握の上、稼働漏れを防ぎ、稼働すべき時期に適切な資産に振替処理等を行うため。
検証対象資産	令和3年度期首時点で、未稼働の建設仮勘定
検証内容	「建設仮勘定個別検証作業要領」のとおり

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析〕 建仮個別検証について

(ア) 建仮個別検証に実施した監査手続

令和2年度に実施された建仮個別検証について、経理部から各部、所及びセンサーに発出された通知、通知に添付されている建設仮勘定個別検証作業要領を確認した。

また、経理部が各部、所及びセンサーからの回答を取りまとめた資料（以下「取りまとめデータ」という。）、「取りまとめデータのベースとなった各部、所及びセンサーからの回答を入手してその内容を確認した。

さらに、各部、所及びセンサーからの回答に対して、監査人が再確認が必要と考えた事項については、経理部に回答内容のフォロー状況を確認した。

(イ) 建仮個別検証の調査内容と調査件数

取りまとめデータでは、2,710件の建設仮勘定を調査している。

経理部は、各部、所及びセンサーに対して、次の項目を回答するよう要請している。

グループNo	建設仮勘定である理由	備考
グループ名称	稼働時期	取得稼働年月日
項番	関連工事名	資産管理部署
建仮番号	関連工事番号	所在
構造_内容	振替先資産（前）	
現在高_帳簿取崩	振替先資産（名称）	

〔分析 意見1-9に関するもの〕 建設仮勘定である理由を稼働とすべき資産と回答していた案件について

建仮個別検証では、資産管理部署に対して、管理する建設仮勘定が建設仮勘定である理由を調査している。

建設仮勘定個別検証作業要領では、前年度以前に稼働しているにもかかわらず、未だ建設仮勘定に整理されている資産を「稼働とすべき資産」と回答することを要請している。また、回答を「稼働とすべき資産」とした場合、稼働年月（全体工事の引継完了年月）を西暦表記6桁（例：202004）で記入することを要請している。

表B-2-1-3は、建仮個別検証における各部、所及びセンサーから経理部への回答より、資産管理部署が「稼働とすべき資産」と回答した建設仮勘定で、稼働年月が令和元年度以前ものを記載している。

資産管理部署が、令和2年3月以前に稼働していると回答しているものは、全部で11件あった。包括外部監査では、11件について、建仮個別検証を踏まえてどのような会計処理を行っているのか、若しくは、会計処理は行わず、継続して建設仮勘定としているのであれば、その理由を確認した。その結果を表B-2-1-4に記載している。

表B-2-1-3 稼働年月が令和2年3月以前と回答していた建設仮勘定

No.	固定資産番号	構造_内容（固有名称）	金額（千円）	資産管理部署
1	200901266	2121-1822 小菅水再生センター合流改管機械設備その2工事	4,749	第一基幹施設再構築事務所
2	201000934	21211822 小菅水再生センター合流改管機械設備その2工事第一基幹へ	189,480	第一基幹施設再構築事務所
3	201000935	21211826 小菅水再生センター雨天時貯留池脱臭設備工事第一基幹へ	199,798	第一基幹施設再構築事務所
4	201101680	22211813 小菅水再生センター合流改管電気設備その1工事	87,758	第一基幹施設再構築事務所
5	201400104	2621-0913 三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室設計委託その5の③第一基幹へ	10,514	第一基幹施設再構築事務所
6	201602017	建設 2806 清瀬水再生センター汚泥処理再構築検討委託	12,504	流域下水道本部_荒川右岸処理区
7	201700955	2821-0927 中川水再生センター電力貯蔵施設設計委託その3第一基幹へ	8,025	第一基幹施設再構築事務所
8	201700976	2921-0915 三河島水再生センター水処理施設耐震補強設計委託第一基幹へ	32,728	第一基幹施設再構築事務所
9	201801044	29210612 芝浦水再生センター併設芝浦ポンプ所耐震補強設計委託その2（関連：H130起	53,826	第二基幹施設再構築事務所

No.	固定資産番号	構造・内容 (固有名称)	金額 (千円)	資産管理箇所
		工済み同上センター併設芝浦ボンプ所耐震補強その2(工事)		
10	201901470	建設 30252 北多摩一号水再生センター監視制御設備再構築その2(工事)	631,886	流域下水道本部 北多摩一号処理区
11	201902491	平成31年度建設工事に伴う損失補償費の支出について(29212404 浜町ボンプ所発電設備再構築に伴う代替地整備(工事))	922	第二基幹施設再構築事務所

都建設資料より監査人作成

表B-2-1-4 稼働年月が令和2年3月以前と回答していた建設仮勘定の会計処理

No.	固定資産番号	金額 (千円)	稼働時期	令和2年度の会計処理	建仮としている場合の理由
1	200901266	4,749	201104	建設仮勘定のまま	関連工事が完了前
2	201000934	189,450	201104	建設仮勘定のまま	関連工事が完了前
3	201000935	199,798	201104	その他	一部稼働済
4	201101680	87,758	201104	その他	一部稼働済
5	201400104	10,514	201710	本勘定へ振替済み	-
6	201602017	12,504	201703	本勘定へ振替済み	-
7	201700955	8,025	202001	建設仮勘定のまま	工事が完了前
8	201700976	32,728	202003	本勘定へ振替済み	-
9	201801044	53,826	202003	本勘定へ振替済み	-
10	201901470	631,886	202003	本勘定へ振替済み	-
11	201902491	922	202003	建設仮勘定のまま	工事が完了前

都建設資料より監査人作成

(意見1-9) 建設仮勘定である理由を稼働とすべき資産と回答していた案件に対しては、建設仮勘定における各部、所及びセンターから経理部への回答より、資産管理箇所が「稼働とすべき資産」と回答した建設仮勘定で、稼働年月が令和2年3月以前のもので11件あった。

建設仮勘定個別検証作業要領では、前年度以前に稼働しているにもかかわらず、未だ建設仮勘定に整理されている資産を「稼働とすべき資産」と回答するよう要請している。

回答を受け、経理部が資産管理箇所を確認したところ、11件のうち2件は関連工事が完了前、2件は工事が完了前として、建設仮勘定のままとしている。また、本勘定へ振替済みとした5件はいずれも令和2年4月以降に稼働したものである。一部稼働済みとした2件も令和2年4月以降に稼働していること、令和2年度に本勘定に振り替えている。

このことについて、資産管理箇所は確認事項の趣旨を正確に理解していなか

ったと考えられる。趣旨を理解していないと思われる箇所に対しては、建設仮勘定個別検証の調査の目的や重要性を十分に周知されたい。

〔分析 意見1-10)に関するもの〕 計画中止としていた案件について

次表は、建設仮勘定個別検証における各部、所及びセンターから経理部への回答において、資産管理箇所が建設仮勘定である理由を、「計画中止」と回答している案件である。

表B-2-1-5 計画中止と回答していた案件

固定資産番号	構造・内容 (固有名称)	金額 (千円)	資産管理箇所
201900597	芝浦水再生センター(ほか1)事務所内整備工事設計委託	2,714	中部下水道事務所・芝浦水再生センター

都建設資料より監査人作成

(意見1-10) 計画中止としていた案件について

中部下水道事務所が資産管理箇所となっている芝浦水再生センター(ほか1)が事務所内整備工事設計委託(固定資産番号201900597)については、建設仮勘定における中部下水道事務所からの回答では、建設仮勘定である理由を、「計画中止」と回答していた。

このことについて、経理部と中部下水道事務所が再確認した結果、適切な工事案件を確認したとして、本勘定に振替を行っている。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け、施設管理部より、各センターのブロック塀等については、撤去・新設工事に着手するよう依頼している。

本依頼を受け、令和元年度に「芝浦水再生センター(ほか1)が事務所内整備工事設計委託」にて、芝浦水再生センターに設置しているブロック塀(本系)及びネットフェンス(東系)の強度並びに破損又は腐食の有無等、健全性を調査し、改良するための実施設計を発注している。本設計委託の結果、ブロック塀については十分な強度及び健全性が確保されていることが確認できたため、ネットフェンスについては、令和2年度に改良工事を実施している。

このことについては、建設仮勘定計上額2,714千円の金額を固定資産計上額として本勘定に振り替えている。しかしながら、ブロック塀(本系)は改良工事を行っていないのであるから、建設仮勘定に計上されている金額のうちブロック塀(本系)の調査に係る部分は、経費として処理するべきものと考ええる。

建設仮勘定計上額のブロック塀(本系)の調査に係る部分の会計処理につい

て、見直しを検討されたい。

〔分析 意見1ー1(1)に関するもの〕建設仮勘定である理由を詳細不明と回答していた案件について

次表は、建仮個別検証で建設仮勘定である理由を資産管理部所に確認したところ、回答が「詳細不明」となっていた案件である。資産管理部所が、建設仮勘定である理由を「詳細不明」と回答しているものが、全部で9件あった。9件について、経理部が再確認した結果、次表の回答を得ている。

表B-2-1-6 建設仮勘定である理由を詳細不明と回答していた案件

固定資産番号	構造・内容（固有名称）	金額（千円）	資産管理部所	建設仮勘定である理由
200300801	中野処理場水処理施設設計委託その15（雨天時水路・覆蓋上部実施設計）	3,326	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定
200500991	新河岸水再生センター送泥施設設計委託	7,957	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定
200500998	浮間水再生センター水処理施設設計委託（雨天時貯留池）	2,334	第二基幹施設再構築事務所	工事完了前
200600589	建設1821-0909 浮間水再生センター水処理施設設計委託その2（脱臭機陳、雨天時貯留池）	2,221	第二基幹施設再構築事務所	工事完了前
200700201	建設1921-3901 森ヶ崎水再生センター併設大森東ポンプ所雨水貯留池地質調査	5,658	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定
200702064	建設1921-0911 森ヶ崎水再生センター併設大森東ポンプ所雨水貯留池設計委託その1（森ヶ併設大森東ポンプ所雨水貯留池工事）	11,616	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定
201300981	建設2521-0931 新河岸水再生センター覆蓋斜路耐震補強設計委託 第二基幹～	29,078	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定
201400106	2621-0601 天王洲ポンプ所ほか1か所耐震補強及び設備再構築に伴う施設設計委託 第二基幹～	30,917	第二基幹施設再構築事務所	施設稼働前
201600268	2721-0918 新河岸水再生センター覆蓋及び連絡橋耐震補強設計委託	41,119	第二基幹施設再構築事務所	稼働時期未定

都提供資料より監査人作成

（意見1ー1(1) 建設仮勘定である理由を詳細不明と回答していた案件について

建仮個別検証で建設仮勘定である理由を資産管理部所に確認したところ、回答が「詳細不明」となっていたものが9件あった。その9件について、その後、経理部が再確認した結果、稼働時期未定と回答したものが6件、工事完了前と回答したものが2件、施設稼働前と回答したものが1件であった。

資産管理部所であるならば、建設仮勘定である理由や状況を正確に把握しておき、建仮個別検証での調査事項に対して正確に回答されたい。

〔分析 意見1ー1(2)に関するもの〕建設仮勘定のグループビニングの運用について

建設仮勘定個別検証作業要領では、稼働を開始した固定資産についての建設仮勘定からの振替漏れを防ぐため、同一の事業として同時期に稼働させると思われる設計や工事等については、各部、所及びセンターに対して、グループとしてまとめることを要請している。

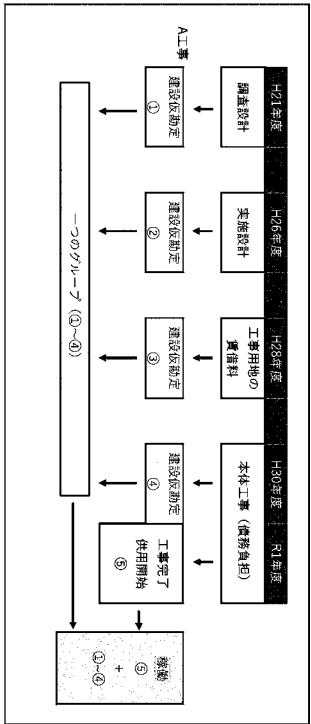
また、グループにはグループナンバーが付されているが、グループナンバーが「0（グループ登録なし）」となっているものはグループビニングされていないため、関連工事等の把握に努め、各部、所及びセンターに対して、必ずグループビニングを実施するよう要請している。

さらに、建設仮勘定個別検証作業要領には、次図のとおり、グループビニングの考え方も示されている。

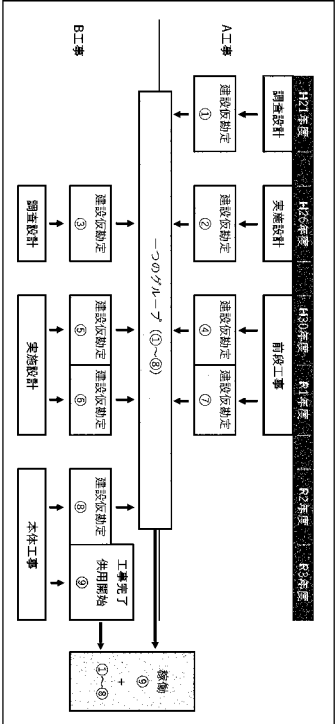


図 B-2-2 建設仮勘定のグループ化の考え方

〈関連工事なし〉  
関連する工事がなく、その工事単独で事業の用に供する状態になると言える工事については、工事完了までに費やした付随費用※をグループ化します。



〈関連工事あり〉  
関連する工事が複数あり、最終の関連工事が完了するまで事業の用に供することができない場合は、それらすべての工事及び付随費用をグループ化します。



- ✓ 最終工事（稼働の起点となる工事）自体は建設仮勘定とはなりません。
- ※付随費用：調査、設計、賃借料、手数料等、本体工事以外の支出

「建設仮勘定個別検証作業要領」より抜粋

表 B-2-1-7 本勘定に振り替えていない建設仮勘定（グループ化No.427）

固定資産番号	構造・内容（建仮内容）	計上額（千円）	資産管理部署
201301119	〔施設用建物・三河島水再生センター〕「30211709 三河島水再生センター第二浅草系沈砂池棟建設その2工事（工期H30.12.20～R4.3.17）」関連	980,420	
201301144	〔施設用建物・三河島水浄化センター〕「30211709 三河島水再生センター第二浅草系沈砂池棟建設その2工事（工期H30.12.20～R4.3.17）」関連	18,774,000	第一基幹施設再構築事務所
201700953	〔施設用建物・三河島水浄化センター〕「30211709 三河島水再生センター第二浅草系沈砂池棟建設その2工事（工期H30.12.20～R4.3.17）」関連	170,396,000	
201901670	R2時点未定	160,296,920	都提供資産より監査人作成

（意見1-12）建設仮勘定のグループ化の運用について

取りまとめデータを確認したところ、グループ化名称が付けされていない案件が128件ある。これらの中には、現時点では、他の案件とのグループ化が不可能な案件もあると思われるが、一方で、1件だけで複数の案件がない案件にもグループ化名称を付しているものも見受けられる。

また、例えば、グループ化No.427、グループ化名称「三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室」については、10件の建設仮勘定をグループ化している。

このうち、6件は令和2年12月23日に本勘定に振り替えていたが、残りの4件は令和3年3月31日時点でも、建設仮勘定に計上されたままである。

建設仮勘定個別検証作業要領は、「関連する工事が複数あり、最終の関連工事が完了するまで事業の用に供することができない場合は、それらすべての工事及び付随費用をグループ化します。」としている。このことから、グループ化は、同一の事業として同時期に稼働させると思われる設計や工事等をまとめるものと思われるが、「三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室」において本勘定に振り替えていない4件は、「三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室」にグループ化しておくべきものではなかった可能性がある。

下水道局はグループ化について、「建設仮勘定の適切な管理において重要なのは、資産の稼働に当たり、稼働漏れを防ぐとともに、適切な資産科目に振り替えることであり、グループ化することが目的ではありません。グループ化は、建設仮勘定の適切な管理、とりわけ稼働漏れを防ぐためのツールの一つと考えており、全ての案件をグループ化することを強制している訳ではありません。」としている。強制でないとしても、グループ化の考え方や運用が、部所及びセンサーによって異なるのは好ましくない。

建設仮勘定のブルーディングの考え方や運用について、部、所及びセンターで違いが生じないように留意されたい。

(5) 固定資産の取得

ア 事業の概要

(ア) 固定資産の取得についての固定資産事務規程の規定

固定資産事務規程第74条は、固定資産の取得価額を次のように規定している。

- a 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- b 工事又は製作によって取得した固定資産については、直接経費と直接経費に工事配賦率を乗じて算出した工事配賦額との合計額
- c 無償で譲り受けた無形固定資産以外の資産で取得額の不明なものについては、公正な評価額
- d 上記a～c以外の固定資産については、適正な価格

(イ) 建設改良に要した経費

固定資産事務規程第76条の規定により、固定資産の建設又は改良に要した経費は、当該資産の帳簿原価にこれを算入するとされている。

(ウ) 維持補修等の経費

固定資産事務規程第77条の規定により、固定資産の維持補修工事に要した経費は、営業費用とされている。また、同条第2項により、維持補修工事と建設改良工事の区分については、別に定めるところによるとされている。

このことについては、平成2年3月30日付で局長名通知として「建設改良工事と維持補修工事との区分を定める基準について」が発出されている。

この通知は、建設改良工事（建設工事又は改良工事）の要件を定めており、これに該当しない工事を維持補修工事とし、別表に建設改良工事を例示している。通知が定めている建設改良工事の要件は次のとおりである。

- a 固定資産を新たに建設するとき。
- b 固定資産を増設するとき。
- c 固定資産への付加又は部分の取替えが、明らかな固定資産の能力、財産価値、安全度若しくは操作能率の向上又は耐用年数の著しい延長若しくは耐用年数の変更をもたらすとき。
- d 前各号のいずれかに該当する工事のため、固定資産を撤去又は取り壊す

とき。

表B-2-18 建設改良工事の例示

科目	建設改良工事例
建築物	1 建築物の増築又は部屋の用途を変更する改造
	2 空調設備の取替え
	3 エレベーターの取替え
	4 給排水管、ガス管の全面的取替え
	5 高置（高架）水槽の容量変更を伴う取替え
構築物	1 管渠、人孔、ます及び取付管の新設
	2 管渠の人孔間全延長の敷設替え。ただし、馬蹄形渠、矩形渠等現場打管渠においては、人孔間の相当部分の敷設替え
	3 人孔の設置替え
	1 導水渠の拉幅
	2 沈澱池、曝気槽の制水扉の電動化
機器及び装置	1 受配電盤設備のうち、監視盤、高圧配電盤、低圧配電盤の個々の取替え
	2 発電機設備のうち、発電機、内燃機関の個々の取替え
	3 デイジーゼル機関への暖機装置の付加
	4 自動運転装置の付加
	1 主ポンプ、付風電動機の取替え
ポンプ設備	1 雨水ポンプの先行待機型への改造
	2 阻水扉機械設備のうち、油圧ユニットの取替え
	1 沈砂しきり搬出装置を構成するベルトコンベヤ、洗砂機、ホッパーの個々の取替え
	2 排水処理設備のうち、誘引フレン、洗煙塔の個々の取替え
	3 沈砂しきり搬出装置への洗浄装置の付加
処理機械設備	4 塩素減菌設備の塩素減菌方式から次亜塩素減菌方式への改造
	1 起重機の安全ネットの取付け
	1 起重機の安全ネットの取付け
	1 起重機の安全ネットの取付け
	1 起重機の安全ネットの取付け

平成2年3月30日付局長通知「建設改良工事と維持補修工事との区分を定める基準について」より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析 意見 1-1.3 に関するもの〕建設仮勘定からの振替について

(ア) 有形固定資産の当年度増加額の内訳

表B-2-2に記載した令和2年度の固定資産明細書より、令和2年度の有形固定資産の増加額の内訳について、建設仮勘定からの振替額と建設仮勘定を

通さない増加高に区分してそれぞれの金額を試算した。その結果は、次表のとおりである。

なお、試算に当たっては、建設仮勘定の当期減少高は、全額が建設仮勘定以外の有形固定資産に振り替えられたと仮定している。

建設仮勘定を除く有形固定資産の増加高のうち、58.2%は建設仮勘定から振り替えられており、建設仮勘定を通さない有形固定資産の増加高は41.8%となっている。

令和2年度の状況では、建設仮勘定を除く有形固定資産の当年度増加高(当年度新規計上分)は、建設仮勘定を通したものが半数を超えている。

表B-2-1-9 令和2年度有形固定資産の当年度増加額の内訳

(単位：百万円)

有形固定資産の当年度増加高	⑦のうち建設仮勘定の増加高	建設仮勘定の増加を除いた有形固定資産の増加高	⑧のうち建設仮勘定からの振替による有形固定資産の増加高	⑨のうち建設仮勘定を通さない有形固定資産の増加高
⑦	⑧	⑨-⑧-⑩	⑩	⑪
336,872	125,658	211,214	122,850	88,363
			58.2% (⑧/⑦)	41.8% (⑪/⑨)

都建設資料より監査人作成

(イ) 当年度減少額上位50件

令和2年度の固定資産明細書の「当年度減少高」について、減少額の大きい案件50件のデータを依頼した。その結果は、次表のとおりである。

当期減少額上位50件のうち、本勘定等への振替による建設仮勘定の減少が42件で多数を占めている。他の8件は除却によるもので、8件のうちの1件は土地の売却によるものである。

表B-2-2-0 令和2年度固定資産の当期減少額上位50件

固定資産番号	件名	建設仮勘定からの振替	金額(千円)
1	201901291 砂町水再生センター合流改善施設建設その5工事	○	7,453,872
2	201901797 三河島水再生センター合流改善施設建設及び補修補強工事	○	2,121,201
3	201901170 みやぎ水再生センター汚泥焼却設備再構築その2工事	○	1,865,005
4	201502305 八王子水再生センター西系水処理施設その2工事	○	1,537,598
5	201800923 砂町水再生センター高速ろ過設備工事	○	1,487,338
6	201901477 多摩川上流水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	○	1,442,205
7	201601495 八王子水再生センター西系水処理施設工事	○	1,302,952
8	201401788 みやぎ水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	○	1,284,531

固定資産番号	件名	建設仮勘定からの振替	金額(千円)
9	201801856 八王子水再生センター西系水処理施設建設その4工事	○	1,274,035
10	201400993 八王子水再生センター西系水処理施設工事	○	1,205,749
11	201801264 砂町水再生センター合流改善施設建設その5工事	○	1,195,639
12	201900760 吾橋第二ボンプ所及び砂地機械設備再構築工事	○	1,173,920
13	201901739 平成30・31年度情報管理施設工事	○	1,146,941
14	201902266 芝浦水再生センター併設芝浦ボンプ所電気設備再構築工事	○	1,107,594
15	199600383 芝浦水再生センター併設芝浦ボンプ所電気設備再構築工事	○	1,042,493
16	201901516 八王子水再生センター西系水処理電気設備工事	○	949,793
17	201902169 砂留第二ボンプ所電気設備再構築工事	○	937,780
18	201601498 八王子水再生センター西系水処理施設その2工事	○	920,404
19	201502300 八王子水再生センター放流渠ほか建設工事	○	914,254
20	201901503 八王子水再生センター	○	869,532
21	201801898 多摩川上流水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	○	845,998
22	199600121 北多摩一水処理センター監視補修設備再構築その2工事	○	842,026
23	201701444 八王子水再生センター西系水処理施設建設その4工事	○	831,675
24	201901741 矢口ボンプ所電気設備再構築工事	○	830,088
25	201801427 落合水再生センター高速ろ過設備工事	○	800,559
26	201701398 森ヶ崎水再生センター(西)高速ろ過設備工事	○	799,988
27	201901959 森ヶ崎水再生センター(西)高速ろ過電気設備工事	○	789,546
28	201901134 みやぎ水再生センター汚泥焼却炉脱灰設備その2工事	○	742,968
29	201900771 砂町水再生センター高速ろ過設備工事	○	736,281
30	201800922 みやぎ水再生センター汚泥処理電気設備再構築その3工事	○	729,411
31	201002042 小宮水再生センター合流改善電気設備その1工事	○	719,315
32	199800561 矢口ボンプ所電気設備再構築工事	○	711,154
33	202000114 固定資産の異動(売却)について(土地売却)	○	674,184
34	199800239 砂留第二ボンプ所電気設備再構築工事	○	669,865
35	201701624 八潮ボンプ所耐震補強工事	○	669,074
36	201901505 八王子水再生センター西系水処理機械設備工事	○	667,170
37	199501190 南宮汚泥処理プラント汚泥焼却電気設備再構築工事	○	653,028
38	197400344 森ヶ崎水再生センター(東)汚泥焼却設備再構築その2工事	○	647,535
39	201901470 北多摩一水再生センター監視制御設備再構築その2工事	○	631,886
40	201800924 吾橋第二ボンプ所砂地機械設備再構築工事	○	625,311
41	200100048 令和2年度実態調査及び実地調査	○	619,062
42	201701012 中川水再生センター耐震補修及び設備再構築に伴う建設工事	○	615,004
43	201902184 渋谷川幹線再構築その4工事	○	599,513
44	201900742 藏前水再生センター耐震補強その2工事	○	582,182
45	201901167 みやぎ水再生センター汚泥処理電気設備再構築その3工事	○	574,296
46	201801424 王子ボンプ所電気設備工事	○	567,688
47	201901837 墨田区墨田四丁目、東向島五丁目付近再構築その2工事	○	561,298
48	201500652 みやぎ水再生センター汚泥焼却炉脱灰設備工事	○	557,216
49	201501265 八王子水再生センター汚泥焼却炉脱灰設備工事	○	550,810
50	201901822 杉並区狭路二、四丁目付近技術その2工事	○	549,776

都建設資料より監査人作成

(ウ) 建設仮勘定から振り替える際のルール

建設改良工事等とその工期が事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理し、建設改良工事等が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、固定資産の当該科目に振り替える。このことは、下水道事業会計をはじめとした企業会計共通の考え方である

東京都下水道事業会計では、工期が事業年度を超える建設改良工事等が多く見受けられ、工事完成後、建設仮勘定計上額を複数の固定資産に振り替える必要があるものが見受けられる。建設仮勘定の計上額を複数の固定資産に振り替える場合には、企業会計共通のルールはなく、下水道局が自らそのルールを定めることになる。

下水道局では、一件の工事で複数の固定資産が形成される場合、完成した個々の固定資産への計上額の振替は、振替の対象となる工事の設計金額（契約変更があった場合は、最終の変更設計金額）を割り振り先の固定資産別に集計し、その集計金額の比率を用い、工事完了後の精算額を割り振っている。

(意見 1－1 3) 建設仮勘定計上額の振替について

東京都下水道事業会計では、一件の工事で複数の固定資産が形成される場合、個々の固定資産への建設仮勘定計上額の振替は、振替の対象となる工事の設計金額をベースに行っている。

この振替金額の計算方法は、下水道局が作成している「事務マニュアル」に示されている。

具体的には、振替の対象となる建設仮勘定の工事内訳書から、振替先となる固定資産別に機器費と掘付費を集計し、それを用いて振替先ごとの振替割合を算定し、その振替割合を用いて、振替先となる固定資産への按分額を算定している。

現状の計算方法を見直す必要性まではないと考えるが、振替先となる固定資産への按分額の計算方法として唯一の方法とまでは言えず、例えば理論上は、振替の対象となる工事の工事内訳別の金額から振替割合を算定することも可能である。

振替先となる固定資産への按分額は、選択した計算方法により違いが生じる可能性がある。

複数の選択肢が考えられ、選択した項目により貸借対照表や損益計算書の計上額に影響を与え得る項目については、毎年度見直すべきではなく、長期間継続的に適用する必要がある。そのため、適宜、見直しがなされる事務マニュアルだけで規定しておくのではなく、継続的に適用される考え方が明

確にされているべきである。

建設仮勘定の振替先となる固定資産への按分額の計算方法について、継続的に適用される考え方であることを明確化されたい。

(6) 固定資産の用途廃止・除却

ア 事業の概要

(ア) 東京都下水道局固定資産事務規程

固定資産事務規程第9条第1項の規定により、部及び所の長は、その所管に属する固定資産の用途を廃止する場合は、次に掲げる事項を明らかにして所要の決裁を受けなければならない。

- 一 用途廃止の事由
- 二 所在地
- 三 種別明細
- 四 用途廃止後の措置その他参考となる事項

また、同条第2項の規定により、部及び所の長は、固定資産の用途を廃止した場合、貯蔵品に編入するものを除き、用途を廃止した当該固定資産を直ちに経理部長に引き継がなければならない。ただし、廃棄、取り壊し又は撤去の目的をもって用途廃止をするものについては、これを引き継がないことができる。

さらに、同条第3項の規定により、次に掲げる固定資産については、部及び所の長は、経理部長に引き継いだ後においても、これを管理しなければならない。

- 一 土地及びその定着物
- 二 建物
- 三 前各号のほか、経理部長において管理することが著しく不適当と認められるもの

(イ) 除却報告

固定資産事務規程第73条第1項の規定により、部及び所の長は、売却、譲与、廃棄、撤去又は取り壊しにより固定資産を除却したときは、速やかに固定資産除却伝票を作成して、経理部長に送付しなければならない。